

(再評価)

資料 2 - 2 - ②

平成 30 年度 第 3 回  
関東地方整備局  
事業評価監視委員会

# 西湘海岸 直轄海岸保全施設整備事業

平成30年11月20日

国土交通省関東地方整備局

前回新規事業採択時評価  
平成 25 年 3 月時点

## 海岸事業

平成 25 年度

新規事業採択時評価

事業名 (箇所名)	西湘海岸直轄海岸保全施設整備事業		担当課	水管理・国土保全局砂防部 保全課海岸室		事業 主体	関東地方整備局																
			担当課長名	五道 仁実																			
実施箇所	神奈川県小田原市、大磯町、二宮町																						
主な事業 の諸元	岩盤型施設(仮称)、洗掘防護施設、沿岸漂砂礫流失抑制施設、養浜																						
事業期間	事業採択	平成26年度	完了	平成43年度																			
総事業費 (億円)	約181																						
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西湘海岸背後には小田原市(約196千人)・二宮町(約29千人)・大磯町(約33千人)の住宅地等が広がるとともに、大磯町については海岸近くに、町の中核となる庁舎が存在する。また、通行量3万台/日の西湘バイパスがある。</li> <li>平成19年台風9号による西向き沿岸流により大量の砂礫が海底谷へ流出し、大規模な海岸侵食が生じ、西湘バイパス西湘二宮IC付近において、砂浜が完全になくなり護岸等が被災した。</li> <li>酒匂川から大磯港において、海底勾配が急峻な海底谷が迫ることから、酒匂川からの供給土砂の流出を防ぐとともに、通常時と高波浪時で方向の異なる沿岸流に対しても砂礫流出を防ぐ、海岸侵食対策が必要。</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護、環境及び利用の調和ある海岸保全を目指し、酒匂川から大磯港までの区間において、砂浜全体の回復を図る</li> <li>相模灘沿岸海岸保全基本計画を踏まえ最低限30m以上の幅と適度な勾配をもつ砂浜とし、防災機能を最大限に発揮させる。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>施策目標: 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する</li> </ul>																						
便益の主な根拠	年平均侵食軽減戸数: 6戸 年平均侵食軽減面積: 0.5ha																						
事業全体の投資効率性	基準年度		平成25年度																				
	B:総便益 (億円)	241.5	C:総費用(億円)	120.1	B/C	2.0	B-C	121.4	EIRR (%)	11.8													
感度分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">全体事業(B/C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残事業費(+10%~-10%)</td> <td>1.8</td> <td>~ 2.2</td> </tr> <tr> <td>残工期(+10%~-10%)</td> <td>2.0</td> <td>~ 2.0</td> </tr> <tr> <td>資産(-10%~+10%)</td> <td>1.9</td> <td>~ 2.1</td> </tr> </tbody> </table>												全体事業(B/C)		残事業費(+10%~-10%)	1.8	~ 2.2	残工期(+10%~-10%)	2.0	~ 2.0	資産(-10%~+10%)	1.9	~ 2.1
	全体事業(B/C)																						
残事業費(+10%~-10%)	1.8	~ 2.2																					
残工期(+10%~-10%)	2.0	~ 2.0																					
資産(-10%~+10%)	1.9	~ 2.1																					
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模湾沿岸海岸保全基本計画を踏まえ、最低限30m以上の幅と適度な勾配をもつ砂浜にすることで、防災機能が最大限に発揮できる。</li> <li>平成19年台風9号規模の波浪が発生しても、砂浜の防護機能を維持。</li> <li>釣り、海水浴、観光地引網などの利用がなされることで、地域の重要な観光資源としての効果が期待される。</li> </ul>																						
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算化については、妥当である。</li> </ul> <p>&lt;都道府県の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模湾は日本三大急深湾の一つであり、急峻な海底谷である相模トラフが湾奥まで迫っており、台風時には高波浪になりやすく、西湘海岸においては、砂浜の侵食が著しいため、早期に対策を求められていることから、新規事業採択時評価に係る同事業の予算化に同意します。</li> <li>なお、事業の実施に当たっては、コスト縮減に努めるとともに、早期完成に向けて、着実な整備を進めていただきたい。</li> </ul>																						



砂第 163 号  
平成 30 年 11 月 16 日

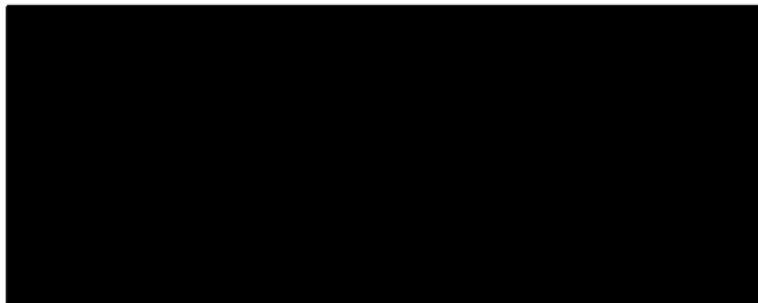
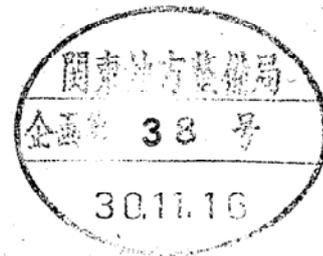
国土交通省関東地方整備局長 殿

神奈川県知事



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成  
に係る意見照会について（回答）

平成 30 年 10 月 30 日付け国関整企画第 169 号で照会のありました標記につ  
いて、別添のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	神奈川県知事の意見
西湘海岸直轄海岸保全施設整備事業	継続	全国でも有数の急峻な海底地形を持つ西湘海岸では、大規模な海岸侵食が課題となっており、高度な技術の導入による対策を図る必要がある。 地元からも一刻も早い砂浜の回復が求められており、引き続き本事業を推進されたい。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。